



宮 崎 県 公 報

平成19年1月22日 (月曜日) 第 1847 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (6件) (水産政策課) 1
- 道路の区域の変更 (5件) (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始 (4件) (") 3
- 都市計画事業の変更の認可..... (都市計画課) 4

頁

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定..... (建築住宅課) 4
- 軽油引取税に係る免税証の無効公告..... (税務課) 4
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認..... (地域農業推進課) 5
- 遺失物管理システムの構築に係る企画提案コンペの実施..... (警察本部) 5
- 正 誤
- 平成18年12月14日付け県公報 (第1837号) 中..... 5

告 示

宮崎県告示第46号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

同意成立の届出年月日	平成18年11月30日
発起人の住所及び氏名	日南市大堂津 2 丁目 4 番11号 有限会社岩元水産 日南市大堂津 4 丁目 4 番32号 浜上貢
加入区 の 名 称	日南市第二加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち大堂津支所の地域
区 分	中型かつお漁業

宮崎県告示第47号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

同意成立の届出年月日	平成18年11月30日
発起人の住所及び氏名	南那珂郡南郷町大字中村乙5743番地35 稲元喜代徳 南那珂郡南郷町大字中村乙4657番地 5 富屋幸男
加入区 の 名 称	南郷加入区
区 域	南郷漁業協同組合の地区
区 分	小型機船底びき網等漁業

宮崎県告示第48号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

同意成立の届出年月日	平成18年11月30日
発起人の住所及び氏名	南那珂郡南郷町大字中村乙2620番地 松田ミギク 南那珂郡南郷町大字中村乙4701番地 崎村久
加入区 の 名 称	南郷加入区
区 域	南郷漁業協同組合の地区

区 分	中型かつお漁業
-----	---------

宮崎県告示第49号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

同意成立の届出年月日	平成18年11月30日
発起人の住所及び氏名	南那珂郡南郷町大字中村乙4614番地 有限会社新堀水産 南那珂郡南郷町大字中村乙2560番地 中村治義
加入区 の 名 称	南郷加入区
区 域	南郷漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及び大型定置漁業

宮崎県告示第50号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

同意成立の届出年月日	平成18年11月30日
発起人の住所及び氏名	南那珂郡南郷町大字中村乙2104番地 崎田重臣 南那珂郡南郷町大字中村乙4615番地 2 谷口義文
加入区 の 名 称	南郷加入区
区 域	南郷漁業協同組合の地区
区 分	ひき縄漁業

宮崎県告示第51号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）

第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

同意成立の届出年月日	平成18年11月30日
発起人の住所及び氏名	南那珂郡南郷町大字贅波29番地52 有限会社恭徳水産 南那珂郡南郷町大字贅波3263番地 1 有限会社東水産
加入区 の 名 称	外浦加入区
区 域	外浦漁業協同組合の地区
区 分	中型かつお漁業及び大型定置漁業

宮崎県告示第52号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月22日から平成19年 2 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米 良村大字横 野字大河内 3 番 4 地先 から同郡同 村同大字同 字 3 番 4 地 先まで	旧	8.8 ～ 32.0	220.0
				新	34.0 ～ 50.0	220.0

宮崎県告示第53号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月22日から平成19年 2 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 26号	東臼杵郡北 川町大字川 内名字山瀬 7368番1地 先から同郡 同町同大字 字小木口山 7615番1地 先まで	旧	19.0 ～ 29.5	370.7
				新	19.1 ～ 48.4	377.7

宮崎県告示第54号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月22日から平成19年 2 月 5日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
13	県道	高岡郡 司分線	宮崎郡清武 町新町一丁 目 6 番 2 地 先から同郡 同町新町二 丁目1000番 地先まで	旧	11.5 ～ 19.0	266.0
				新	16.4 ～ 34.0	266.0

宮崎県告示第55号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月22日から平成19年 2 月 5日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎郡清武 町新町二丁 目 2 番 8 地 先から同郡 同町同大字 木原字尾ノ下	旧	11.0 ～ 17.0	167.0
				新	14.3 ～ 20.6	167.0

			124番3地 先まで			
--	--	--	---------------	--	--	--

宮崎県告示第56号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月22日から平成19年 2 月 5日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
219	県道	日向長 井停車場 場線	東臼杵郡北 川町大字長 井字新道60 89番地先か ら同郡同町 同大字同字 6089番地先 まで	旧	5.9 ～ 13.2	62.7
				新	7.8 ～ 17.4	62.7

宮崎県告示第57号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月22日から平成19年 2 月 5日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米 良村大字横 野字大河内 3 番 4 地先 から同郡同 村同大字同 字 3 番 4 地 先まで	平成19年 1 月31日

宮崎県告示第58号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月22日から平成19年 2 月 5日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
13	県道	高岡郡 司分線	宮崎郡清武 町新町一丁 目 6 番 2 地 先から同郡 同町新町二 丁目1000番 地先まで	平成19年 1 月22日

宮崎県告示第59号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月22日から平成19年 2 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎郡清武 町新町二丁 目 2 番 8 地 先から同郡 同町大字木 原字尾ノ下 124番 3 地 先まで	平成19年 1 月22日

宮崎県告示第60号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月22日から平成19年 2 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
219	県道	日向長 井停車場 線	東臼杵郡北 川町大字長 井字新道60 89番地先か ら同郡同町	平成19年 1 月22日

同大字同字
6089番地先
まで

宮崎県告示第61号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成12年宮崎県告示第 432号による日向延岡新産業都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

- 1 施行者の名称
延岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路事業 3・4・3号 亀井通線（大瀬橋）
- 3 事業施行期間
平成12年 5 月15日から平成21年 3 月31日まで
- 4 事業地
変更なし

宮崎県告示第62号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 18-9	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	小林市大字堤字亀 尾原3146番39、同 番49	6.00 5.00	28.93 27.46	平成19 年 1 月 10日

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第96条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成19年 1 月22日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

- 1 免税証の種類
200ℓ券
- 2 用途
漁船
- 3 記号及び番号
H1603291からH1603324
- 4 有効期間

平成18年11月1日から平成19年4月30日まで

5 免税証に記載した販売店の名称

兵頭石油店

6 紛失年月日

平成18年12月28日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、串間市大束農業協同組合、尾鈴農業協同組合、高千穂地区農業協同組合、社団法人川南町農業公社及び財団法人北浦町農業公社の農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成19年1月22日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

1 承認年月日

平成18年12月12日

2 承認に係る農地保有合理化事業の種類

法第4条第2項第1号に掲げる事業

平成19年度遺失物管理システムの構築に係る企画提案コンペを次のとおり実施する。

平成19年1月22日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

1 企画提案コンペに付する事項

(1) 業務件名 遺失物管理システム構築業務

(2) 業務の特質等 遺失物管理システム構築企画提案コンペ参加説明書（以下「参加説明書」という。）及び遺失物管理システム構築企画提案コンペ提案仕様書（以下「提案仕様書」という。）による。

(3) 納入期限 平成19年11月30日

2 企画提案コンペに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成18年宮崎県告示第201号に規定する資格を有する者で、営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）の者（以下「参加資格者」という。）であり、かつ、次のアからキまでのいずれにも該当しない者とする。

ア 事業税が完納されていない者

イ 営業に関し法令上必要とする許可又は登録を受けていない者

ウ 営業開始後1年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後1年を経過していない者

エ 営業実績がなく、経営が安定していると認められない者

オ この広告の日から企画提案コンペ審査終了の日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けている者

カ 過去2年以内に、1(1)の業務と同種又は同等のシステムに係る同規模以上の開発実績を有しない者

キ 導入したシステムに障害が生じた際に、県の依頼を受けてから概ね1時間以内に対応できる組織体制を有しない者

(2) 共同企業体（JV）は可とする。ただし、各構成員が参加資格者であって、前期(1)のアからオまでのいずれにも該当せず、かつ、構成員のいずれかが前期(1)のカ及びキに該当しない者であること。

3 企画提案コンペ参加説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番

28号

(2) 日時 平成19年2月1日午前10時

4 参加説明書及び提案仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課監査係

なお、参加説明書については、宮崎県警察本部ホームページ（URLは以下のとおり）にも掲載している。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/police/>

(2) 期間 平成19年1月22日から同年2月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 企画提案コンペ参加資格審査申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課監査係

(2) 提出期限 平成19年2月13日午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

6 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課監査係

(2) 提出期限 平成19年3月5日午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

7 構築業務予定者の選定方法

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する遺失物管理システム選定委員会を経て構築業務予定者を選定するものとする。

8 企画提案コンペに関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部警務部会計課監査係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110

9 その他

(1) この企画提案コンペによる調達には、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この企画提案コンペに関する詳細は、参加説明書による。

(4) 本件企画提案コンペは、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Development of a lost article management system, 1set

(2) Reply period: From January 22 until February 13, 2007

(3) Deadline for the submission of proposals: March 5, 2007 5:00 p.m.

(4) Address for submission of proposals: Police Administration Department Finance Division Section Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

正 誤

平成18年12月14日付け県公報（第1837号）中

ページ	段	行	誤	正
23	左	8	児湯郡都農町・川南 町界陸岸	児湯郡高鍋町・新富 町界陸岸